

業務概要

令和7年度作成

宮崎県中央福祉こどもセンター
(宮崎県中央児童相談所)
宮崎県南部福祉こどもセンター
(宮崎県都城児童相談所)
宮崎県北部福祉こどもセンター
(宮崎県延岡児童相談所)

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1　すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2　すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3　すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4　すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5　すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかかわれる。
- 6　すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7　すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8　すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9　すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10　すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11　すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12　すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

はじめに

こどもたちを取り巻く社会環境は刻々と変化しており、それに伴い児童相談所に寄せられる相談もまた、より複雑かつ多様な様相を呈しています。特に、こども虐待に関する相談対応件数は依然として高水準で推移しており、全国では令和5年度に225,509件、そして本県においても令和6年度には1,987件の相談に対応いたしました。この数字は、児童の安全確保と適切な支援提供の重要性を改めて浮き彫りにしています。

このような状況に対し、本県では、児童福祉司や児童心理司といった専門人材の確保・育成を進めるとともに、弁護士や警察等の関係機関との連携を一層強化することで、支援体制の拡充と専門性の向上に努めています。また、各市町村と協力し、地域における「要保護児童対策地域協議会」の活動を推進し、妊娠期から子育て期までの切れ目がない包括的支援を提供する「こども家庭センター」の機能強化に、引き続き取り組んでいます。

近年、こども家庭庁が提唱する「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが本格化する中で、子どもの権利擁護と最善の利益の保障は、私たちの活動の根幹をなすものと位置付けられています。

こうした中、令和4年6月に成立した改正児童福祉法に基づき、本県では令和7年度から、児童養護施設等に入所するこどもが、その抱える悩みや不満、また措置の内容に関する意見を円滑に表明できるよう、「意見表明等支援員」による定期的な施設訪問を通じた事業を開始しました。これにより、一時保護中や措置入所するこどもが安心してその思いを表明できる環境が整備されることとなります。

さらに、令和7年6月から、子どもの一時保護について、その適法性や必要性をより厳格に審査する「一時保護時の司法審査」が開始されました。これは、子どもの安全確保という目的と、その自由の制限とのバランスを司法の場で慎重に見極めるための重要な法改正であり、一時保護の透明性と公正性の確保に大きく寄与するものと認識しております。

児童相談所は、これらの新たな制度や社会の変化に対応し、こどもとその家庭が抱える困難に対し、これまで以上に質の高い、きめ細やかな支援を提供できるよう、引き続き関係機関との連携を密にし、専門性の向上に邁進してまいります。

本概要は、令和6年度の本県の児童相談所及び知的障がい者の相談援助活動の実績をまとめたものであり、相談業務の現状理解に広く役立てていただければ幸いです。

令和7年12月

宮崎県中央福祉こどもセンター所長	児玉珠美
宮崎県中央児童相談所長	松田正宏
宮崎県南部福祉こどもセンター所長	小川智巳
宮崎県都城児童相談所長	藤本千佳子
宮崎県北部福祉こどもセンター所長	佐藤雅宏
宮崎県延岡児童相談所長	石野田考啓

目 次

第1章 児童相談所の概要

1	児童相談所管轄区域の状況	1
2	児童相談所管内の人口、児童数の状況	2
3	児童相談所の組織	3

第2章 児童相談所の業務

1	業務概要	4
2	対象児童及び相談内容	5
3	業務系統図	6
4	援助の種類	7

第3章 相談業務の概要と状況

1	相談業務の概要	8
2	令和6年度の状況	8

第4章 業務統計

1	児童相談所別・年度別相談受付件数の推移	1 2
2	児童相談所別・相談種類別受付の状況	1 3
3	児童相談所別・経路別受付の状況	1 4
4	児童相談所別・処理種類別処理の状況	1 4
5	相談種別・経路別受付の状況	1 5
6	相談種別・処理種類別処理の状況	1 6
7	年齢別受付の状況	1 7
8	調査・診断・心理療法・カウンセリング等の状況	1 8
9	養護相談の理由別処理の状況（虐待相談の処理状況）	1 9
10	1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査並びに事後指導実施の状況	2 2

1 1	一時保護の状況	2 3
1 2	一時保護児童の相談種別・処理別の状況	2 3
1 3	里親の状況	2 4
1 4	里親委託並びに措置解除・変更の状況	2 4
1 5	里親等委託の状況	2 5
1 6	市町村別相談受付件数	2 6

第5章 知的障がい児（者）の相談

1	知的障がい児（者）の福祉および管轄区域	2 7
2	業務実績	2 8
3	療育手帳所持者に対する援助措置	3 1

第 1 章

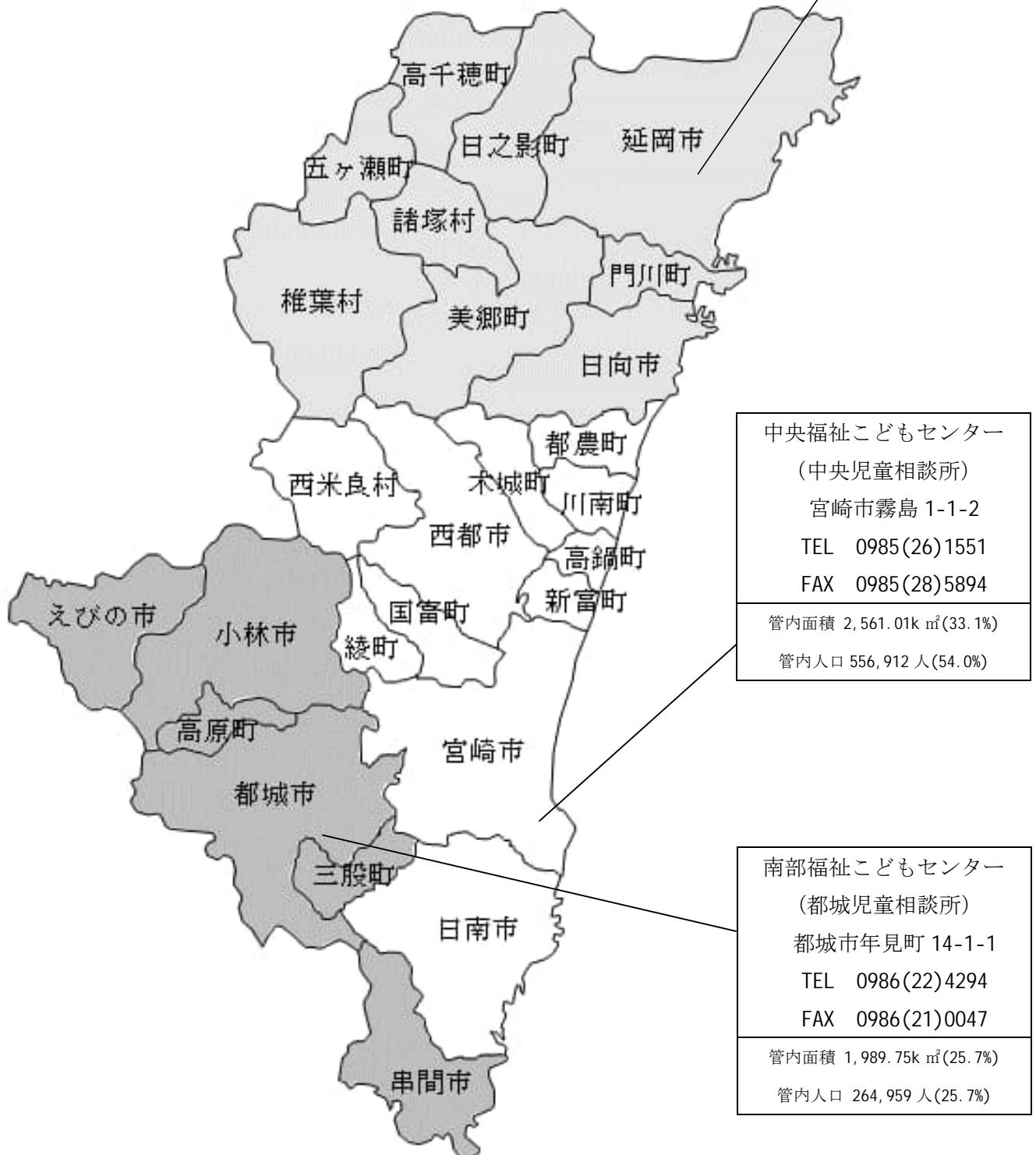
児童相談所の概要

1 児童相談所管轄区域の状況

北部福祉こどもセンター
(延岡児童相談所)
延岡市大貫町 1-2845
TEL 0982(35)1700
FAX 0982(35)1701

管内面積 3,184.01k m² (41.2%)

管内人口 209,473 人 (20.3%)



※管内人口は令和6年10月1日現在

2 児童相談所管内の人団、児童・生徒数の状況

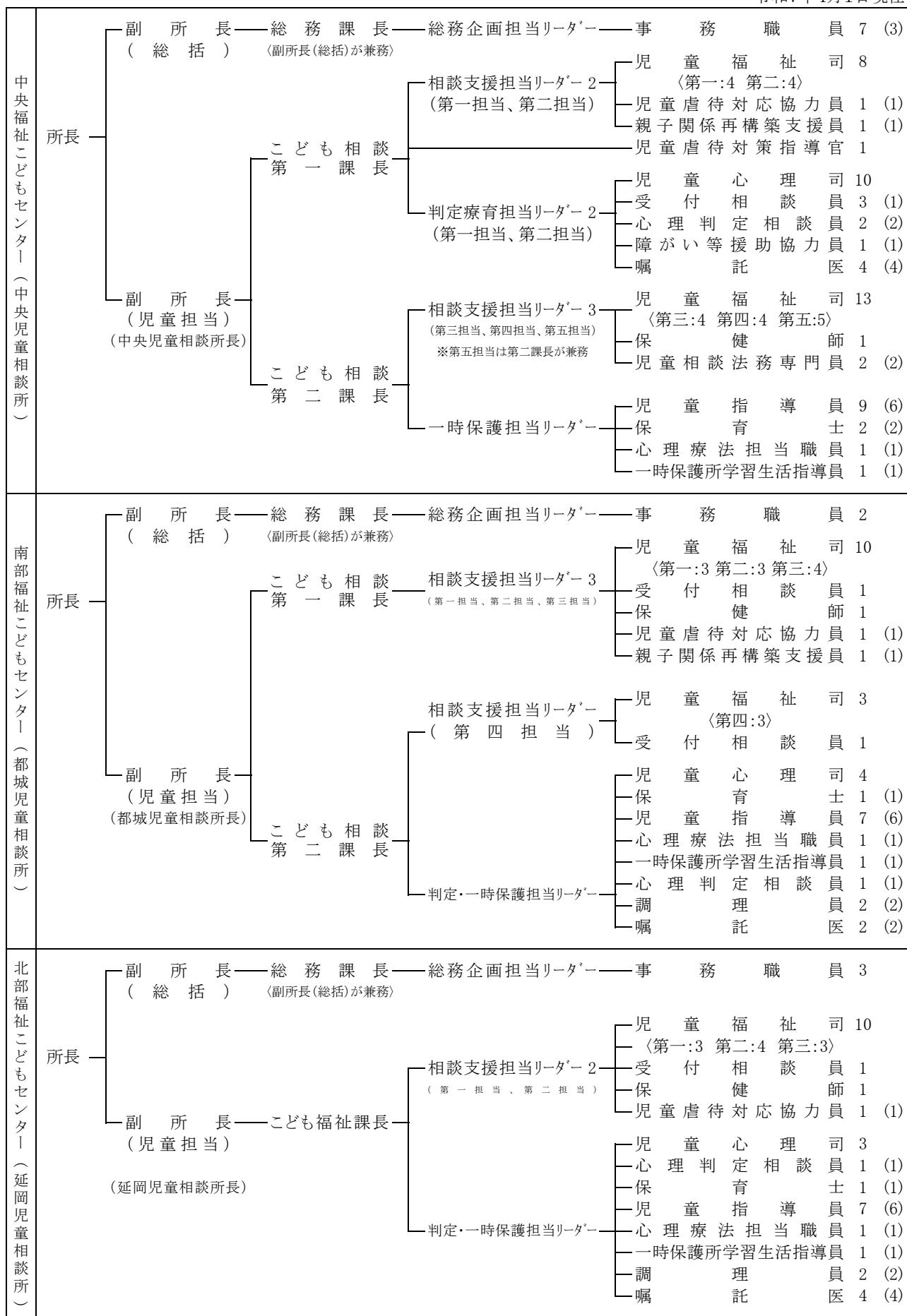
(単位：人)

市町村	人口等	人 口	18歳未満 児童数	小 学 校	中 学 校	義 務 教 育 学 校
中央児童相談所	宮崎市	394,448	62,248	22,111	12,159	-
	日南市	47,166	6,496	2,240	1,294	-
	西都市	27,087	3,762	1,337	747	-
	国富町	17,603	2,496	868	429	-
	綾町	6,546	1,042	347	220	-
	高鍋町	19,019	2,898	991	578	-
	新富町	15,880	2,556	906	480	-
	西米良村	890	143	57	25	-
	木城町	4,518	793	0	0	478
	川南町	14,288	2,110	727	419	-
	都農町	9,467	1,477	536	250	-
計		556,912	86,021	30,120	16,601	478
都城児童相談所	都城市	159,570	26,959	9,321	4,823	-
	小林市	41,103	5,838	2,082	1,120	-
	串間市	15,141	2,035	793	410	-
	えびの市	16,014	2,043	746	433	-
	三股町	25,186	5,079	1,893	981	-
	高原町	7,945	1,038	406	201	-
	計	264,959	42,992	15,241	7,968	0
延岡児童相談所	延岡市	111,543	16,279	5,799	3,132	18
	日向市	56,815	8,837	3,074	1,650	-
	門川町	16,544	2,634	930	494	-
	諸塙村	1,314	156	58	26	-
	椎葉村	2,205	292	113	48	-
	美郷町	4,214	440	0	0	239
	高千穂町	10,589	1,354	489	258	-
	日之影町	3,196	382	121	81	-
	五ヶ瀬町	3,053	525	120	68	-
	計	209,473	30,899	10,704	5,757	257
合 計		1,031,344	159,912	56,065	30,326	735

注) 人口及び18歳未満児童数は宮崎県統計調査課「宮崎県の推計人口（令和6年10月1日現在）」による。
小学校、中学校、義務教育学校は令和6年度学校基本調査（令和6年5月1日現在）による。

3 児童相談所の組織

令和7年4月1日現在



注) ()内の数字は会計年度任用職員等の再掲を表す。

第 2 章

児童相談所の業務

1 業務概要

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための専門機関であって、主として次の業務を行っている。

- (1) 市町村の業務（※）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
- (3) 児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (4) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- (5) 児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
- (6) 児童の一時保護を行うこと。
- (7) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
- (8) 里親に関する業務を行うこと。
- (9) 養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- (10) 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。
- (11) 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。
- (12) 児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

※市町村が行う業務については、児童福祉法第10条第1項において次のように規定されている。

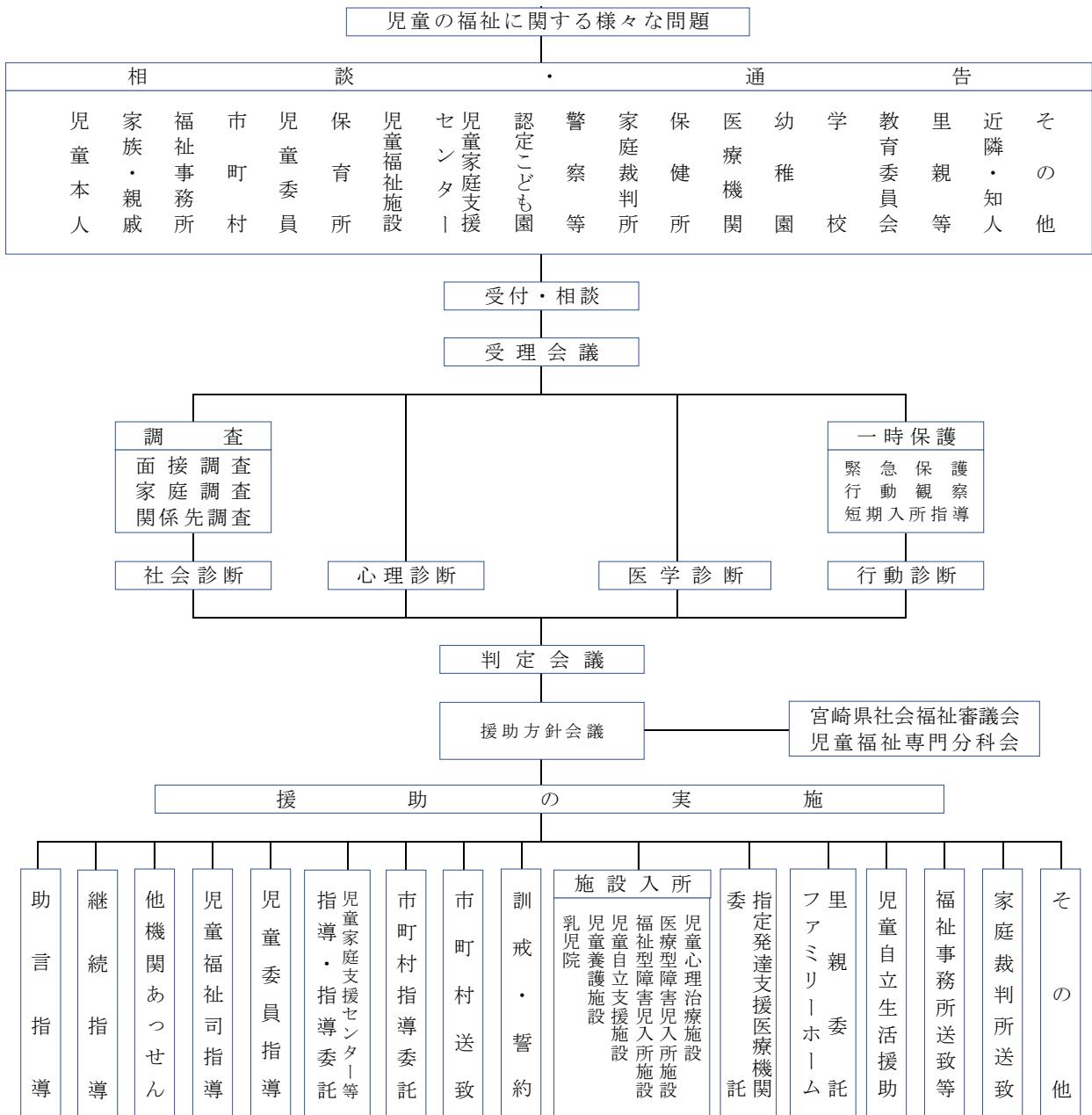
- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他の相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- (4) 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

2 対象児童及び相談内容

児童相談所では、18歳未満の全ての児童を対象とし、児童の福祉や健全育成に関するさまざまな相談に応じている。児童相談所で区分している相談内容は次のとおりである。

養護相談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた児童、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。言葉の遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合には該当する種別に分類する。
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	発達障がい相談	自閉症、アスペルガーリー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の児童に関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校、幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

3 業務系統図



4 援助の種類

児童相談所が、児童・保護者に対して行う援助は次のとおりである。

助 言 指 導	1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供を行うこと。
継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える児童・保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問などの方法により継続的にソーシャルワーク、カウンセリング・心理療法等を行うこと。
他 機 関 あっせん	児童相談所で相談・指導を行うより、保健所・医療機関・教育相談所等の他機関に相談した方がよいケースを、該当機関にあっせん・紹介すること。
児 童 福 祉 司 指 導	複雑な家庭環境に起因する問題を有する児童等で、長期にわたる継続的な指導を必要とするものに対し、児童福祉司が、家庭や学校等を訪問し、あるいは通所などの方法により専門的な指導を行うこと。
児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、家族間の人間関係調整や経済的支援により解決すると思われるケースの指導を児童委員に依頼すること。
児童家庭支援センター等 指 導・指 導 委 託	児童家庭支援センター等の職員に指導させる又は、児童家庭支援センター等に指導を委託すること。
市 町 村 指 導 委 託	養育支援等の指導を市町村に委託すること。
市 町 村 送 致	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から児童の身近な場所である市町村による指導が適当な場合に、市町村へ送致し指導するもの。
訓 戒・誓 約	非行相談において、再びあやまちを犯さぬよう注意をし、約束させることによって問題の再発を防止する。
児 童 福 祉 施 設 入 所	家庭養護のできない児童や障がいのある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと。
指定発達支援医療機関 委 託	独立行政法人国立病院機構等の設置する医療機関で厚生労働大臣の指定するものに肢体不自由児・重症心身障がい児（者）の療育を委託すること。
里親・ファミリーホーム 委 託	里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に、養護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託すること。
児童自立生活援助	義務教育を終了した満 20 歳に満たない措置解除者等である者および、満 20 歳以上の措置解除者等であって各施設等のアフターケアを受けている者のうち、やむを得ない事情により必要と都道府県知事が認めたものに対して就職先や日常生活上の相談等の援助を行う。
福 祉 事 務 所 送 致 〔社会福祉主事又は知的 障がい者福祉司の指導〕	問題が貧困その他の環境の悪条件等によるものや知的障がいに関するもので、社会福祉主事や知的障がい者福祉司による指導が適当な場合に、福祉事務所に送致し指導すること。
家 庭 裁 判 所 送 致	非行相談について家庭裁判所の審判に付することが適当であるとして、家庭裁判所に送ること。
そ の 他	上記以外の処置によるもの。

第 3 章

相談業務の概要と状況

1 相談業務の概要

(1) 相談受付件数の推移（表1：10ページ、業務統計：12ページ）

- ① 令和6年度の相談受付件数は4,700件と令和5年度の4,415件と比較して285件増加している。これは養護相談が前年度の2,060件と比べて343件増加したことが主な要因と考えられる。
- ② 相談種別でみると児童虐待相談を含む養護相談が2,403件と最も多く、相談受付件数の51.2%を占め、次いで、障がい相談が1,701件（36.2%）、その他の相談が227件（4.8%）となっている。
- ③ 養護相談のうち児童虐待相談の受付件数は、1,987件と、前年度の1,791件と比べて196件増加している。
- ④ 非行相談は平成30年以降、減少傾向が続いている。しかし、令和6年度は146件（3.1%）と、令和5年度以降は増加傾向にある。

(2) 経路別相談件数の推移（表2：11ページ）

- ① 家族・親戚からの相談は1,752件で、全体の37.2%と最も高い割合を占めている。
- ② 警察・家庭裁判所からの相談は1,077件と、前年度の1,020件からほぼ横ばいの状況にある。
- ③ 児童福祉施設・里親からの相談は322件と、前年度の316件から横ばいの状況にある。

2 令和6年度の状況

(1) 相談種別・処理種類別処理の状況（業務統計：16ページ）

- ① 1回ないし数回の助言、指示、説得等で終結する「助言指導」が3,517件（74.6%）と最も多くなっている。
- ② 在宅指導である「継続指導」及び「児童福祉司指導」は395件（8.4%）であった。
- ③ 受付件数と処理件数に差異が生じるのは、前年度の未処理案件を当該年度に処理していること、また、翌年度処理となる案件があることに加えて、1件につき複数の処理をしている案件があるためである。

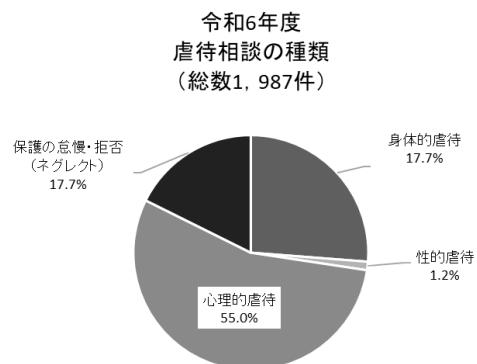
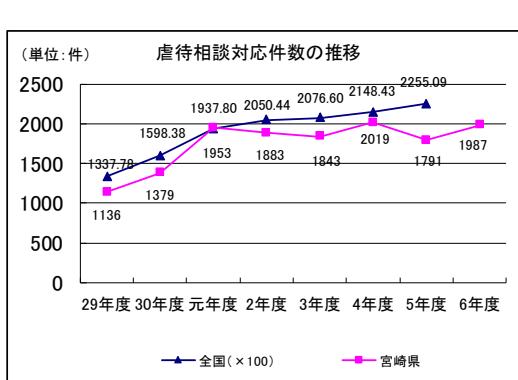
(2) 年齢別受付の状況（業務統計：17ページ）

- ① 虐待を除く養護相談は416件で、そのうち0歳から6歳までの乳幼児が161件で38.7%を占めている。一方、16歳以上も127件と30.5%を占めている。また、虐待相談は14歳以上は年齢が上がるに従って少なくなっているものの、0歳から7歳まではどの年齢階層にもほぼ均等に3桁の相談を受けている。
- ② 障がい相談のうち、言語発達障がい等相談については、未就学年齢児のみである。知的障がい相談は、就学前、中学校3か年など、就学や進学、就職を契機にして相談が多くなる傾向にある。また、発達障がい相談については小学生相当の児童が多い。
- ③ 非行相談及び不登校相談については、小学校高学年から中学生相当の児童に集中している。

(3) 虐待相談の状況（業務統計：17、20、21ページ）

虐待相談対応件数は1,987件で、令和元年度以降、高い水準が続いている。令和6年度の虐待相談は、養護相談のうち82.3%を占めており、虐待の相談種別では「心理的虐待」が1,092件（55.0%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が521件（26.2%）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が351件（17.7%）、「性的虐待」が23件（1.2%）となっている。

経路別で見ると、「警察等」が890件と最も多く、虐待相談の44.7%を占めている。受付の状況でみると、被虐待児の年齢構成では、未就学年齢児（0～6歳）が835件（42.0%）と最も多く、次いで小学生年齢児（7～12歳）の759件（38.2%）、中学生以上（13歳以上）は393件（19.8%）となっている。



※令和6年度の全国値は未公表（令和7年10月1日現在）

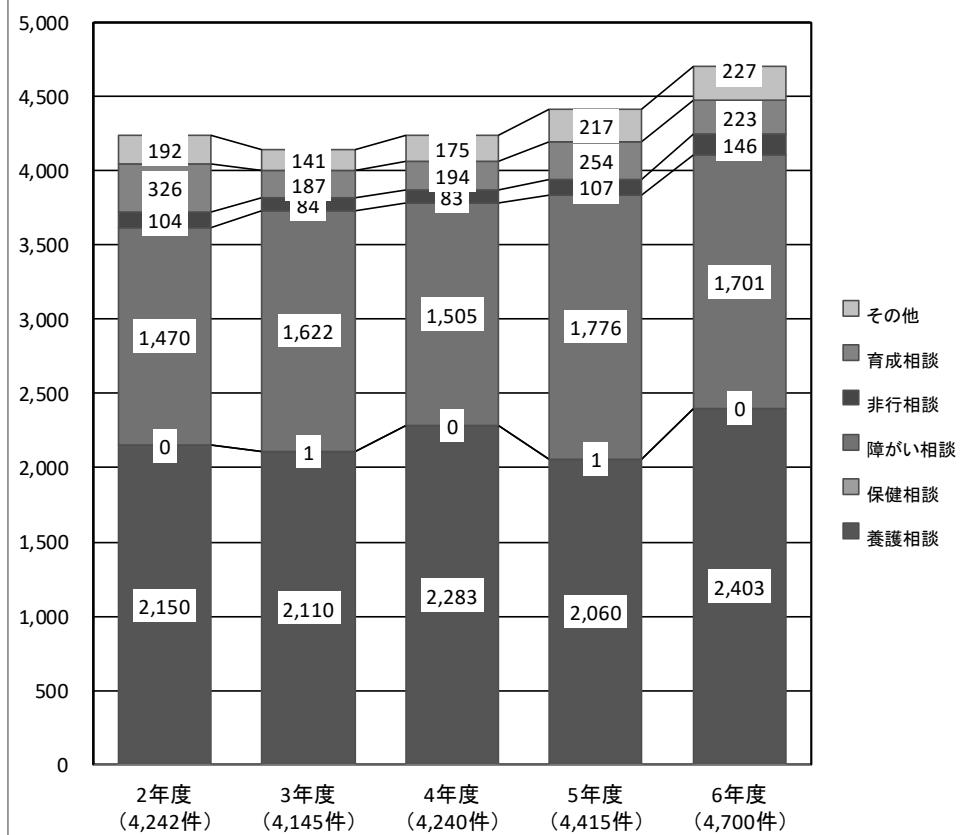
(表1) 相談受付件数の推移

(上段:件、下段:%)

年度 相談種別	2年 度	3年 度	4年 度	5年 度	6年 度
養護相談	2,150	2,110	2,283	2,060	2,403
	50.7%	50.9%	53.8%	46.7%	51.2%
保健相談	0	1	0	1	0
	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
障がい相談	1,470	1,622	1,505	1,776	1,701
	34.6%	39.1%	35.5%	40.2%	36.2%
非行相談	104	84	83	107	146
	2.5%	2.0%	2.0%	2.3%	3.1%
育成相談	326	187	194	254	223
	7.7%	4.5%	4.6%	5.8%	4.7%
その他	192	141	175	217	227
	4.5%	3.4%	4.1%	4.9%	4.8%
合 計	4,242	4,145	4,240	4,415	4,700
	100%	100%	100%	100%	100%

相談受付件数の推移

(単位:件)

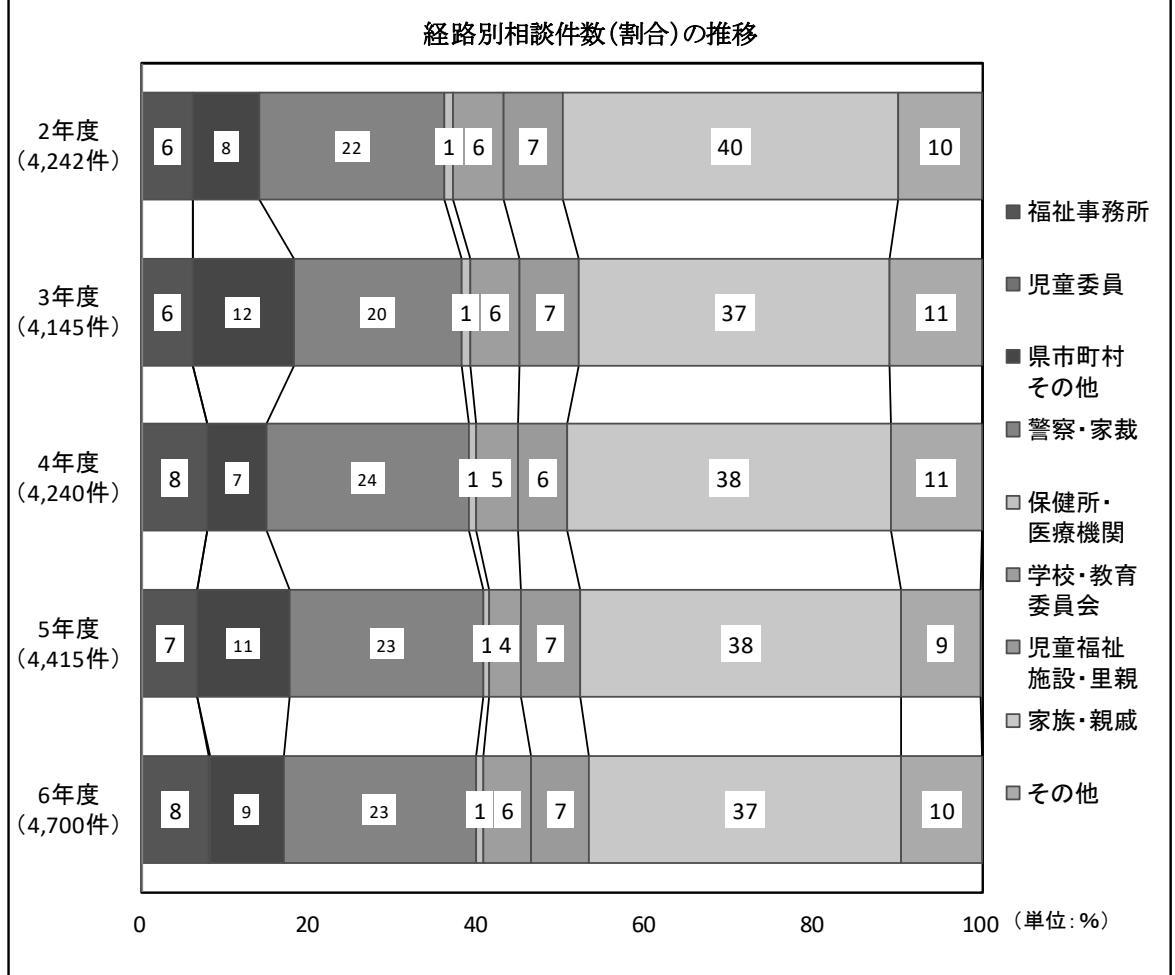


(表2) 経路別相談件数の推移

(上段：件、下段：%)

経路別 年度・件数	都道府県市町村			警察 家庭裁判所	保健所 医療機関	学校 教育委員会 幼稚園	児童福祉 施設・里親	家族 親戚	その他
	福祉事務所	児童委員	その他の						
2年度 4,242件	256	0	344	918	23	254	310	1,712	425
	6.0%	0.0%	8.1%	21.6%	0.5%	6.0%	7.4%	40.4%	10.0%
3年度 4,145件	250	0	478	809	47	252	281	1,541	487
	6.0%	0.0%	11.5%	19.5%	1.1%	6.1%	6.8%	37.2%	11.8%
4年度 4,240件	329	0	298	1,023	37	209	251	1,631	462
	7.8%	0.0%	7.0%	24.1%	0.9%	4.9%	5.9%	38.5%	10.9%
5年度 4,415件	291	0	484	1,020	35	166	316	1,685	418
	6.6%	0.0%	11.0%	23.1%	0.7%	3.7%	7.2%	38.2%	9.5%
6年度 4,700件	372	1	413	1,077	41	271	322	1,752	451
	7.9%	0.1%	8.8%	22.9%	0.9%	5.8%	6.9%	37.2%	9.6%

経路別相談件数(割合)の推移



第 4 章

業 務 統 計

1 児童相談所別・年度別相談受付件数の推移

令和6年度

(単位: 件)

相談種別		児童相談所別 年度別			中 央			都 城			延 岡			合 計		
		令4	令5	令6	令4	令5	令6	令4	令5	令6	令4	令5	令6	令4	令5	令6
養 護	児童虐待	999	858	1,001	620	527	590	400	406	396	2,019	1,791	1,987			
	その他の相談	139	130	206	88	87	134	37	52	76	264	269	416			
	小計	1,138	988	1,207	708	614	724	437	458	472	2,283	2,060	2,403			
保健		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			
障 が い	肢体不自由	3	7	3	3	2	1	5	2	4	11	11	8			
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	言語発達障がい等	1	1	3	2	1	0	0	0	0	3	2	3			
	重症心身障がい	6	3	2	1	0	2	1	2	1	8	5	5			
	知的障がい	776	826	746	333	506	543	236	255	217	1,345	1,587	1,506			
	発達障がい	69	92	98	39	46	45	30	33	36	138	171	179			
	小計	855	929	852	378	555	591	272	292	258	1,505	1,776	1,701			
非 行	ぐ犯行為等	15	26	13	13	21	24	4	2	6	32	49	43			
	触法行為等	26	33	40	15	10	19	10	15	44	51	58	103			
	小計	41	59	53	28	31	43	14	17	50	83	107	146			
育 成	性格行動	45	65	29	28	34	30	15	20	34	88	119	93			
	不登校	4	3	4	5	5	9	3	1	0	12	9	13			
	適性	34	50	47	47	52	50	10	21	20	91	123	117			
	育児・しつけ	3	2	0	0	1	0	0	0	0	3	3	0			
	小計	86	120	80	80	92	89	28	42	54	194	254	223			
その他		139	168	118	22	27	69	14	22	40	175	217	227			
合計		2,259	2,265	2,310	1,216	1,319	1,516	765	831	874	4,240	4,415	4,700			

2 児童相談所別・相談種類別受付の状況

令和6年度

(単位: 件、%)

相談種別		児童相談所別		中 央		都 城		延 岡		合 計	
		件 数	割合(%)	件 数	割合(%)	件 数	割合(%)	件 数	割合(%)	件 数	割合(%)
養 護	児童虐待	1,001	43.3	590	38.9	396	45.3	1,987	42.3		
	その他	206	8.9	134	8.8	76	8.7	416	8.9		
	小計	1,207	52.2	724	47.7	472	54.0	2,403	51.2		
保健		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
障 が い	肢体不自由	3	0.1	1	0.1	4	0.5	8	0.2		
	視聴覚障がい	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	言語発達障がい等	3	0.1	0	0.0	0	0.0	3	0.1		
	重症心身障がい	2	0.1	2	0.1	1	0.1	5	0.1		
	知的障がい	746	32.3	543	35.8	217	24.9	1,506	32.0		
	発達障がい	98	4.3	45	3.0	36	4.1	179	3.8		
	小計	852	36.9	591	39.0	258	29.5	1,701	36.2		
非 行	ぐ犯行為等	13	0.6	24	1.6	6	0.7	43	0.9		
	触法行為等	40	1.7	19	1.3	44	5.0	103	2.2		
	小計	53	2.3	43	2.9	50	5.7	146	3.1		
育 成	性格行動	29	1.3	30	2.0	34	3.9	93	2.0		
	不登校	4	0.2	9	0.6	0	0.0	13	0.3		
	適性	47	2.0	50	3.3	20	2.3	117	2.5		
	育児・しつけ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	小計	80	3.5	89	5.9	54	6.2	223	4.7		
その他		118	5.1	69	4.5	40	4.6	227	4.8		
合計		2,310	100.0	1,516	100.0	874	100.0	4,700	100.0		

3 児童相談所別・経路別受付の状況

経路別 児童相談所別	都道府県		市町村			児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察察	家庭教育裁判所	保健所及び 医療機関		学校等		里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族	近隣	児童	その他	合計		
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	の他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校									
中央	2	180	112	1	0	32	9	114	0	0	0	543	5	0	21	0	163	2	7	3	872	186	20	38	2,310
都城	1	136	169	0	0	2	4	110	3	1	0	290	3	0	13	0	46	5	8	0	595	90	11	29	1,516
延岡	1	62	87	0	1	0	0	61	0	0	4	236	0	0	7	0	51	0	6	0	285	56	9	8	874
合計	4	378	368	1	1	34	13	285	3	1	4	1,069	8	0	41	0	260	7	21	3	1,752	332	40	75	4,700
割合	0.1	8.0	7.8	0.0	0.0	0.7	0.3	6.1	0.1	0.0	0.1	22.7	0.2	0.0	0.9	0.0	5.5	0.1	0.4	0.1	37.3	7.1	0.9	1.6	100.0

4 児童相談所別・処理種類別処理の状況

処理種類別 児童相談所別	面接指導			児童福祉司	児童委員	導き・指導	児童家庭支援センター	市町村	福祉事務所	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関	里親委託	に法第27条による家庭裁判所第1項第4号致送	その他	合計
	助言指導	継続指導	他機関あつせん								入	送致	通				
中央	1,738	172	23	10	0	12	232	0	21	56	0	0	0	6	1	46	2,317
都城	1,211	129	18	1	0	2	84	0	7	28	0	0	0	1	0	38	1,519
延岡	568	80	10	3	0	3	91	0	29	28	0	0	0	9	7	49	877
合計	3,517	381	51	14	0	17	407	0	57	112	0	0	0	16	8	133	4,713
割合	74.6	8.1	1.1	0.3	0.0	0.4	8.6	0.0	1.2	2.4	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	2.8	100.0

注) 一つの相談対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、処理件数は受付件数と一致しない。

5 相談種別・経路別受付の状況

令和6年度

相談種別		経路別		都道府県		市町村			児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察察	家庭裁判所	保健所及び 医療機関			学校等			里親	児童委員 （通告の仲介を含む）	家族	近隣	児童	その他	合計
		福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他の	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	幼稚園					幼稚園	医療機関	幼稚園	学年	教育委員会	幼稚園	学校						
		児童虐待	1	124	244	1	0	25	10	4	2	1	1	890	0	0	29	0	238	7	1	1	107	232	15	54	1,987	
養護	その他の	0	28	54	0	0	4	3	165	1	0	0	41	0	0	6	0	5	0	13	0	74	0	16	6	416		
	小計	1	152	298	1	0	29	13	169	3	1	1	931	0	0	35	0	243	7	14	1	181	232	31	60	2,403		
	保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
障がい	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8		
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	言語発達障がい等	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
	重症心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	5		
	知的障がい	2	195	44	0	0	1	0	39	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1,214	0	0	6	1,506	
	発達障がい	1	4	9	0	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	157	0	0	0	179	
	小計	3	202	53	0	0	3	0	45	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1,383	0	0	6	1,701	
非行	ぐ犯行為等	0	3	1	0	0	0	0	12	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	21	0	0	0	43		
	触法行為等	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	95	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	103		
	小計	0	4	1	0	0	0	0	16	0	0	0	99	1	0	0	0	2	0	0	0	23	0	0	0	146		
育成	性格行動	0	5	3	0	1	0	0	8	0	0	0	3	0	0	1	0	8	0	2	0	53	3	4	2	93		
	不登校	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9	0	0	0	13		
	適性	0	3	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	75	0	0	0	117		
	育児・しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	0	8	5	0	1	0	0	46	0	0	0	3	0	0	1	0	8	0	5	0	137	3	4	2	223		
	その他	0	12	11	0	0	2	0	9	0	0	3	32	7	0	4	0	7	0	1	2	28	97	5	7	227		
	合計	4	378	368	1	1	34	13	285	3	1	4	1,069	8	0	41	0	260	7	21	3	1,752	332	40	75	4,700		
	割合(%)	0.1	8.0	7.8	0.0	0.0	0.7	0.3	6.1	0.1	0.0	0.1	22.7	0.2	0.0	0.9	0.0	5.5	0.1	0.4	0.1	37.3	7.1	0.9	1.6	100.0		

中央	2	180	112	1	0	32	9	114	0	0	0	543	5	0	21	0	163	2	7	3	872	186	20	38	2,310
都城	1	136	169	0	0	2	4	110	3	1	0	290	3	0	13	0	46	5	8	0	595	90	11	29	1,516
延岡	1	62	87	0	1	0	0	61	0	0	4	236	0	0	7	0	51	0	6	0	285	56	9	8	874

6 相談種別・処理種類別処理の状況

令和6年度

(単位: 件、%)

相談種別		処理種類別			面接指導		児童福祉司	児童委員	指導家庭支援センター	市町村	又福祉は事務通所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	よ法第2家庭裁第1判項第4送致に	その他の	合計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん	入所	送法第2致7条の3再家庭掲裁判所							所	所	所					
養護	児童虐待	1,209	272	34	12	0	4	385	0	0	47	0	0	0	7	21	1,991			
	その他	213	61	5	1	0	11	0	0	0	45	0	0	0	9	78	423			
	小計	1,422	333	39	13	0	15	385	0	0	92	0	0	0	16	99	2,414			
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8		
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい等	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	重症心身障がい	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	5
	知的障がい	1,489	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,506	
	発達障がい	179	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180
	小計	1,672	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	1,702	
非行	ぐ犯行為等	24	13	1	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	43
	触法行為等	16	18	1	1	0	0	0	0	55	5	0	0	0	0	0	8	0	0	104
	小計	40	31	2	1	0	0	0	0	57	8	0	0	0	0	0	8	0	0	147
育成	性格行動	66	16	0	0	0	1	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	2	2	93
	不登校	11	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	適性	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117
	育児・しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	194	17	0	0	0	1	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	2	2	223
その他		189	0	5	0	0	0	22	0	0	3	0	0	0	0	0	0	8	227	
合計		3,517	381	51	14	0	17	407	0	57	112	0	0	0	16	8	133	4,713		
割合(%)		74.6	8.1	1.1	0.3	0.0	0.4	8.6	0.0	1.2	2.4	0.1	0.0	0.0	0.3	0.2	2.8	100.0		

中央	1,738	172	23	10	0	12	232	0	21	56	0	0	0	6	1	46	2,317
都城	1,211	129	18	1	0	2	84	0	7	28	0	0	0	1	0	38	1,519
延岡	568	80	10	3	0	3	91	0	29	28	0	0	0	9	7	49	877

いじめ(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注) 一つの相談対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、処理件数は受付件数と一致しない。

7 年齢別受付の状況

令和6年度

(単位：件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障がい					非行		育成				その 他	合 計	児童売春等被害相談 いじめ	
	児童虐待	その他の		肢體不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい等	知的障がい等	発達障がい等	ぐ犯行等	触法行為等	性格行動等	不登校	適性	育児・しつけ			
0歳	125	44	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	178	0 0
1歳	101	21	0	0	0	0	1	23	0	0	0	0	0	2	0	10	158	0 0
2歳	127	15	0	0	0	2	0	32	0	0	0	0	0	2	0	18	196	0 0
3歳	139	18	0	1	0	0	0	97	2	0	0	0	0	5	0	20	282	0 0
4歳	122	26	0	0	0	0	1	93	5	0	0	0	0	6	0	16	269	0 0
5歳	118	22	0	0	0	1	0	196	13	0	0	1	0	15	0	16	382	0 0
6歳	103	15	0	0	0	0	1	142	24	0	0	3	0	17	0	18	323	0 0
7歳	126	13	0	0	0	0	0	96	39	0	2	2	0	23	0	13	314	0 0
8歳	133	13	0	0	0	0	0	46	9	0	1	6	0	10	0	12	230	0 0
9歳	133	9	0	0	0	0	0	73	12	1	3	8	1	6	0	9	255	0 0
10歳	126	12	0	2	0	0	0	75	16	4	10	11	0	4	0	12	272	0 0
11歳	127	16	0	2	0	0	1	67	12	2	6	11	1	12	0	12	269	0 0
12歳	114	15	0	0	0	0	1	95	11	1	18	8	2	2	0	10	277	0 0
13歳	90	11	0	0	0	0	0	88	13	9	38	14	3	2	0	7	275	0 0
14歳	107	18	0	1	0	0	0	76	10	10	22	10	3	3	0	12	272	0 0
15歳	90	21	0	2	0	0	0	81	5	9	2	7	1	3	0	11	232	0 0
16歳	53	27	0	0	0	0	0	98	5	4	1	7	2	1	0	7	205	0 0
17歳	50	65	0	0	0	0	0	99	3	2	0	3	0	4	0	7	233	0 0
18歳以上	3	35	0	0	0	0	0	28	0	1	0	2	0	0	0	9	78	0 0
合 計	1,987	416	0	8	0	3	5	1,506	179	43	103	93	13	117	0	227	4,700	0 0
1歳6ヶ月児精神発達精密健康診査(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳児精神発達精密健康診査(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(再掲)														189				

8 調査・診断・心理療法・カウンセリング等の状況

令和6年度

(単位:件)

対象	区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法 カウンセリング等			
			診断・指導	医学的検査	その他の	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	児童	7,402	113	0	108	1,210	180	123	211	2,364	0	0	2,791	633	0
児童虐待(再掲)	児童虐待(再掲)	5,631	77	0	0	191	6	92	161	1,166	0	0	1,932	458	0
非行(再掲)	非行(再掲)	414	3	0	0	26	0	13	31	130	0	0	343	55	0
保護者	保護者	9,502	2	0	0	2	0	7	7	2,386	0	0	227	860	0
児童虐待(再掲)	児童虐待(再掲)	7,124	1	0	0	0	0	3	3	893	0	0	74	506	0
非行(再掲)	非行(再掲)	470	1	0	0	0	0	0	0	108	0	0	11	61	0
その他	その他	15,893	0	0	0	1	0	0	0	667	0	0	95	1,020	0
児童虐待(再掲)	児童虐待(再掲)	11,042	0	0	0	0	0	0	0	361	0	0	30	567	0
非行(再掲)	非行(再掲)	470	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	6	81	0
合計	合計	32,797	115	0	108	1,213	180	130	218	5,417	0	0	3,113	2,513	0
児童虐待(再掲)	児童虐待(再掲)	23,797	78	0	0	191	6	95	164	2,420	0	0	2,036	1,531	0
非行(再掲)	非行(再掲)	1,354	4	0	0	26	0	13	31	290	0	0	360	197	0

9 養護相談の理由別処理件数の状況

令和6年度

(単位：件)

理由別		処理別	面接指導	児童福祉施設入所	里親委託	その他	合 計
家出 (失踪を含む)	父	0	0	0	0	0	0
	母	3	0	0	0	0	3
	父 母	0	0	0	0	0	0
	小 計	3	0	0	0	0	3
死亡	父	0	0	0	0	0	0
	母	1	0	0	0	0	1
	父 母	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	0	0	0	0	1
離婚	父（親権者）	6	0	0	0	0	6
	母（親権者）	2	0	0	0	0	2
	小 計	8	0	0	0	0	8
傷病 (入院を含む)	父	4	2	0	0	0	6
	母	24	4	0	1	29	
	父 母	1	1	0	0	0	2
	そ の 他	1	0	0	0	0	1
	小 計	30	7	0	1	38	
家庭環境	家庭不和	3	0	0	1	1	4
	受刑	4	0	0	0	0	4
	非嫡出児	0	0	0	0	0	0
	養育拒否・放任	0	0	0	0	0	0
	経済的理由・就労	16	9	1	3	3	29
	出産	12	1	0	1	1	14
(再掲)	虐待	1,515	47	7	422	1,991	
	中央	750	26	3	222	1,001	
	都城	492	7	0	92	591	
	延岡	273	14	4	108	399	
	(再掲)棄児	0	0	0	0	0	
	そ の 他	120	6	1	8	135	
その他	小 計	1,670	63	9	435	2,177	
	迷子	0	0	0	0	0	
	そ の 他	82	22	7	76	187	
	小 計	82	22	7	76	187	
合 計		1,794	92	16	512	2,414	

注) 一つの相談対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、処理件数は受付件数と一致しない。

「虐待」の再掲

(注) この表は虐待対応件数を基準にしている。

一対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、対応件数と処理の状況の件数とは一致しない。

① 虐待相談の相談種別・経路

(単位：件)

区分	都道府県		市町村			児童福祉施設 ・指定医療機関			支援セ ンタ ー	児童 福 祉 施 設	指定 医 療 機 関	認定こ ども園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関	
	福 祉 事 務 所	そ の 他	福 祉 事 務 所	兒 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	兒 童 福 祉 施 設		家 庭 タ ー	庭				保 健 所	医 療 機 関
身体的虐待	0	22	100	0	0	12	6	1	2	0	0	153	0	0	0	7
性的虐待	0	9	1	0	0	1	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0
心理的虐待	0	62	60	0	0	9	1	2	0	0	0	1	677	0	0	9
保護の怠慢、拒否(ネグレクト)	1	31	83	1	0	3	3	1	0	1	0	52	0	0	0	13
合計	1	124	244	1	0	25	10	4	2	1	1	890	0	0	0	29

区分	学校等			里親 (児童の 仲介 委員会等)	家族						親戚	近隣 知人	児童 本人	その他	合計						
	幼稚園	学 校	教育委員会等		虐待者本人			虐待者以外													
					父 親	母 親	その 他	父 親	母 親	その 他											
身体的虐待	0	119	2	1	0	0	0	5	0	3	9	0	8	33	4	34	521				
性的虐待	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	23				
心理的虐待	0	81	0	0	0	0	0	8	0	2	7	9	9	135	11	9	1,092				
保護の怠慢、拒否(ネグレクト)	0	35	5	0	1	0	10	2	7	4	7	16	64	0	11	0	351				
合計	0	238	7	1	1	0	23	2	12	20	16	34	232	15	54	0	1,987				

② 児童虐待に関する相談対応件数

(単位：件、%)

中央	1,001	平成2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都城	590	11	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019	1,791	1,987
延岡	396		<121.4%>	<141.6%>	<96.4%>	<97.9%>	<109.5%>	<88.7%>	<110.9%>
合計	1,987								

(注) 下段<>内は、対前年度比である。

(参考) 全国の虐待に関する相談処理件数

平成2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,101	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	未公表
	<119.5%>	<121.2%>	<105.8%>	<101.3%>	<105.5%>	<105.0%>	

(注) 下段<>内は、対前年度比である。

③ 経路別相談件数

(単位：件)

区分	総数	家族						親戚	近隣 知人	児童 本人	児童 委員				
		虐待者本人			虐待者以外										
		父親	母親	その他	父親	母親	その他								
中央	1,001	0	11	2	10	13	9	45	20	125	7	1			
都城	590	0	12	0	2	6	2	22	5	62	5	0			
延岡	396	0	0	0	0	1	5	6	9	45	3	0			
合計	1,987	0	23	2	12	20	16	73	34	232	15	1			

警察等	都道府県		市町村			保健所	医療 機 関	児童福祉施設等		学校等		その他
	福祉 事務所	その他	福祉 事務所	保健 セン タ ー	その他			保育所	その他	幼稚園	その他	
	461	1	28	75	0	26	0	15	8	2	0	157
256	0	66	96	0	0	0	10	2	3	0	45	18
173	0	30	73	0	0	0	4	0	1	0	43	9
890	1	124	244	0	26	0	29	10	6	0	245	57

④ 虐待の相談種別

(単位：件)

区分	総 数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢、拒否(ネグレクト)
中央	1,001	293	16	535	157
都 城	590	154	6	335	95
延 岡	396	74	1	222	99
合 計	1,987	521	23	1,092	351

[虐待の定義]

身体的虐待 … 殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

性的虐待 … 子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

心理的虐待 … 言葉によるおどし、兄弟との差別の取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

保護の怠慢、拒否 (ネグレクト) … 食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

⑤ 主たる虐待者

(単位：件)

区分	総 数	父		母		その他
		実 父	実父以外	実 母	実母以外	
中 央	1,001	406	81	470	7	37
都 城	590	285	54	232	2	17
延 岡	396	135	25	223	2	11
合 計	1,987	826	160	925	11	65

⑥ 被虐待児童の年齢構成

(単位：件)

区分	総 数	0~3歳未満	3~6歳	7~12歳	13~15歳	16~18歳
中 央	1,001	153	232	389	164	63
都 城	590	107	135	256	67	25
延 岡	396	84	116	114	59	23
合 計	1,987	344	483	759	290	111

⑦ 親権・後見人関係

(単位：件)

区分	法第28条第1項 第1号・第2号	法第28条第2項 (期間の更新)	親権停止審判 の請求	親権喪失審判 の請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	0	0	0	0	3	0
承認件数	0	0	0	0	3	0

10 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査
並びに事後指導実施の状況

(1) 1歳6か月児

令和6年度

(単位：件)

区分		種別										(単位：件)
児童相談所別		保健	肢体不自由	視聴覚障がい	障言が語り発等達	障重症が心身	知的障がい	発達障がい	性格行動	適性	その他	
精密健診	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事後指導	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 3歳児

令和6年度

(単位：件)

区分		種別										(単位：件)
児童相談所別		保健	肢体不自由	視聴覚障がい	障言が語り発等達	障重症が心身	知的障がい	発達障がい	性格行動	適性	その他	
精密健診	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事後指導	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

11 一時保護の状況

令和6年度

(単位：件、日)

区分		令和4				令和5				令和6			
		中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計
所内 保 護	実人員	101	34	35	170	89	27	29	145	101	50	45	196
	延人數	2,392	742	1,265	4,399	2,505	623	1,052	4,180	2,826	485	827	4,138
委託 保 護	実人員	171	22	38	231	160	33	37	230	176	65	52	293
	延人數	6,071	1,211	1,771	9,053	5,570	1,245	1,618	8,433	7,079	2,772	2,491	12,342
計	実人員	272	56	73	401	249	60	66	375	277	115	97	489
	延人數	8,463	1,953	3,036	13,452	8,075	1,868	2,670	12,613	9,905	3,257	3,318	16,480
所内 保 護	一日平均保護人員(人)	6.6	2.0	3.5	12.1	6.9	1.7	2.9	11.5	7.7	1.3	2.3	11.3
	一人平均保護期間(日)	23.7	21.8	36.1	25.9	28.1	23.1	36.3	28.8	28.0	9.7	18.4	21.1
委託 保 護	一日平均保護人員(人)	16.6	3.3	4.9	24.8	15.3	3.4	4.4	23.1	19.4	7.6	6.8	33.8
	一人平均保護期間(日)	35.5	55.0	46.6	39.2	34.8	37.7	43.7	36.7	40.2	42.6	47.9	42.1

※「延人數」欄は福祉行政報告例に基づき当該年度中に対処した児童を計上している。従って、前年度中から引き続き保護する児童を含み、また、次年度にわたり保護する児童を含まないため、実数ではない。

12 一時保護児童の相談種別・処理別の状況

令和6年度

(単位：件)

年齢階級別 処理別		相談種別	受付					対応						継 続 保 護 未	
			0 5 歳	6 11 歳	12 14 歳	15 歳 以 上	計	児 童 入 福 祉 施 設	里 親 委 託	他 児 に 相 移 ・ 送 他 機	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他		
養 護	児童虐待	40	98	134	55	32	319	51	7	6	0	181	83	328	31
	その他	3	48	7	12	6	73	17	3	3	0	37	14	74	2
障	が	い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非	行	1	0	3	13	8	24	8	0	1	0	7	8	24	1
育	成	1	0	9	5	10	24	7	0	0	0	8	9	24	1
保健	・その他	0	0	1	3	0	4	0	0	0	0	1	3	4	0
合 計		45	146	154	88	56	444	83	10	10	0	234	117	454	35
内 訳	中 央	28	85	88	44	32	249	45	2	0	0	125	93	265	12
	都 城	7	34	44	21	9	108	19	0	10	0	57	19	105	10
	延 岡	10	27	22	23	15	87	19	8	0	0	52	5	84	13

13 里親の状況

令和6年度

(単位：人)

区分		里親 児童相談所別	認定及び登録里親数	児童が委託されている里親数
前 年 度 末 現 在	中 央	81	15	
	都 城	36	10	
	延 岡	31	6	
	計	148	31	
新 規	中 央	6	8	
	都 城	1	2	
	延 岡	6	4	
	計	13	14	
取 消	中 央	3	5	
	都 城	0	3	
	延 岡	2	1	
	計	5	9	
年 度 末 現 在	中 央	84	18	
	都 城	37	9	
	延 岡	35	9	
	計	156	36	

14 里親委託並びに措置解除・変更の状況

令和6年度

(単位：人)

区分		児童相談所別	中央	都 城	延 岡	計
委 託 児 童 数 れ た	新規 又 は 児 童 数 れ た	児童福祉施設から	6	1	3	10
		家庭から	0	0	3	3
		その他の	2	0	0	2
		計	8	1	6	15

措 置 解 除 児 童 数 れ た	解 除	保護の必要がなくなり帰宅	0	0	0	0
		養子縁組	3	0	0	3
		満年	0	3	0	3
		就職	0	0	0	0
		その他の	0	0	0	0
		計	3	3	0	6
	変 更	児童福祉施設に入所	1	1	0	2
		他の里親に委託	0	0	0	0
		その他の	2	0	0	2
		計	3	1	0	4

年 度 末 現 在 委 託 児 童 数	18	10	12	40
---------------------	----	----	----	----

15 里親等委託の状況

令和6年度

(単位：人)

区分		里親	ファミリー ホーム	乳児院	児童養護 施設	計	里親等 委託率
前 年 度 末 現 在 (R5)	中央	16	5	15	161	197	10.7%
	都城	13	2	5	121	141	10.6%
	延岡	6	6	3	65	80	15.0%
	計	35	13	23	347	418	11.5%
年 度 末 現 在 (R6)	中央	18	6	14	164	202	11.9%
	都城	10	1	7	102	120	9.2%
	延岡	12	8	4	67	91	22.0%
	計	40	15	25	333	413	13.3%

16 市町村別相談受付件数

令和6年度

(単位: 件)

児童相談所別	相談種類別		養護		保 健	障 害					非行		育 成				そ の 他	合 計	
	児童虐待	その他の	肢體不自由	視聴覚障がい等		言語発達障がい等	重症心身障がい等	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ				
児童相談所別	市町村別																		
中央児童相談所	宮崎市	634	95	0	0	0	0	2	505	62	9	29	25	2	19	0	86	1,468	
	日南市	106	14	0	2	0	0	0	76	1	1	1	1	0	4	0	7	213	
	西都市	60	9	0	0	0	0	0	26	8	0	0	0	1	3	0	1	108	
児童相談所	東諸県郡	国富町	46	8	0	0	0	0	18	2	1	0	0	0	1	0	1	77	
	綾町	9	2	0	0	0	0	0	13	3	0	0	0	0	0	0	2	29	
	高鍋町	46	8	0	0	0	0	0	39	5	0	1	1	0	2	0	4	106	
	新富町	33	9	0	1	0	0	0	23	3	0	0	0	0	1	0	0	70	
	西米良村	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	木城町	12	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13	
	川南町	25	4	0	0	0	0	0	15	2	0	0	1	0	1	0	2	50	
	都農町	15	1	0	0	0	0	0	7	6	0	3	0	0	0	0	3	35	
	施設・里親	1	34	0	0	0	3	0	19	5	2	3	1	0	16	0	6	90	
	管外	4	22	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	6	46	
	小計	994	201	0	3	0	3	2	746	98	13	37	29	4	47	0	118	2,310	
都城児童相談所	都城市	402	73	0	1	0	0	0	332	23	11	8	23	7	30	0	48	958	
	小林市	53	9	0	0	0	0	1	77	10	0	2	1	0	6	0	1	160	
	串間市	31	2	0	0	0	0	0	15	1	2	1	0	0	0	0	4	56	
	えびの市	22	3	0	0	0	0	0	40	1	1	1	1	0	0	0	0	69	
	北諸県郡	三股町	59	6	0	0	0	0	1	45	4	2	3	2	0	0	0	7	129
	西諸県郡	高原町	2	1	0	0	0	0	0	6	1	0	3	1	0	0	0	1	15
	施設・里親	0	30	0	0	0	0	0	28	4	4	0	2	2	14	0	6	90	
	管外	21	10	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	0	2	39	
	小計	590	134	0	1	0	0	2	543	45	24	19	30	9	50	0	69	1,516	
延岡児童相談所	延岡市	217	29	0	4	0	0	1	119	19	5	24	14	0	6	0	19	457	
	日向市	126	12	0	0	0	0	0	54	7	1	6	14	0	2	0	5	227	
	東臼杵郡	門川町	30	5	0	0	0	0	0	14	6	0	13	4	0	0	0	5	77
		美郷町	16	2	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	25	
		諸塙村	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
		椎葉村	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	
	西臼杵郡	高千穂町	1	3	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0	3	15
		日之影町	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	4
		五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	
	施設・里親	1	23	0	0	0	0	0	5	2	0	0	2	0	11	0	8	52	
	管外	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	小計	393	74	0	4	0	0	1	217	36	6	44	34	0	20	0	40	869	
	県外	10	7	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	5	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	1,987	416	0	8	0	3	5	1,506	179	43	103	93	13	117	0	227	4,700	

注) 「施設・里親」欄は、施設に入所している児童に関し、新たに相談を受け付けたものについて計上している。

第 5 章

知的障がい児（者）の相談

知的障がい児（者）の福祉

「児童相談所」は 18 歳未満の知的障がい児について必要な心理学的、医学的判定を行い、障がい児入所施設利用等に係る相談等に応じている。

「福祉こどもセンター」は、知的障がい者（18 歳以上）に関する諸問題について、本人あるいは家族等からの相談に応じ、心理学的及び医学的判定等を行うとともに必要な助言を行っている。

知的障がい児（者）は、社会生活への適応などに障がいがあることで、経済的・社会的に不利な立場におかれがちである。これらの知的障がい児（者）の福祉の向上を図るために、施設における保護や支援、在宅生活に対する支援と、同時に経済的保障などの諸施策が講じられている。

平成 15 年 4 月 1 日から知的障がい児（者）等の一部の福祉サービスの利用については、行政主体であった「措置制度」から利用者本位の「支援費制度」に移行し、知的障がい児（者）に関する事務の一部が都道府県から市町村に移され、さらに、より一層の福祉サービスの充実を図るために、平成 18 年 4 月 1 日から障害者自立支援法が施行され、障がい者に関するサービス体系は大きく変化した。

これに伴い、平成 18 年 10 月からは、知的障害児施設や通園施設等への入所に関しても「措置制度」から申請に伴う「契約方式」に移行した。同時に、知的障がい児（者）の相談及び指導については、市町村が一義的な窓口として、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関とのより一層の連携により実施されることとなった。

平成 24 年 4 月には、児童福祉法の改正により知的障害児施設が福祉型障害児入所施設に移行した。

平成 25 年 4 月からは、「障害者総合支援法」が施行されており、障がいの範囲の見直しや、障がいの多様な特性に応じた支援区分の創設など、障がい児（者）の社会生活・日常生活の支援が総合的・計画的に行われるよう様々な施策が講じられている。

1 知的障がい児（者）に関する相談の管轄区域

中央福祉こどもセンター (中央児童相談所併設)	宮崎市、日南市、西都市、東諸県郡、児湯郡
南部福祉こどもセンター (都城児童相談所併設)	都城市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡
北部福祉こどもセンター (延岡児童相談所併設)	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡

2 業務実績

(1) 過去5年間の知的障がい者の相談状況

(単位：件)

区分	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
取扱実人員		874	895	871	813	763
相談内容	施設入所	0	0	0	0	0
	職親委託	0	0	0	0	0
	職業	51	51	36	51	52
	医療保健	247	438	349	360	290
	生活	586	565	583	526	487
	教育	0	0	0	0	0
	療育手帳	618	610	613	557	511
	その他	99	77	93	75	110
	計	1,601	1,741	1,674	1,569	1,450
判定内容	医学的判定	43	44	31	48	32
	心理判定	558	565	597	526	485
	その他の判定	0	0	0	0	0
	計	601	609	628	574	517
判定書等交付件数		803	925	881	779	745

(2)療育手帳について

療育手帳は知的障がい児(者)に対して、一貫した相談指導を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、知的障がい児(者)に手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉増進に資することを目的として、昭和48年から発足したもので、手帳は児童相談所又は福祉こどもセンター(旧:知的障害者更生相談所)において、知的障がいと判断された者に交付することになっている。

手帳の表示と障がいの程度

療育手帳	A	重度知的障がい	IQおおむね35以下
	B-1	中度知的障がい	IQおおむね36~50
	B-2	軽度知的障がい	IQおおむね51~70以下

なお、知的障がい児(者)に対する主な援助措置としては、別表(31~32ページ)のとおり整備されており、これらの援助措置を受ける場合、療育手帳の提示によって資格の確認が行われる。

療育手帳判定状況(令和6年度)

(単位:件)

区分		18歳未満	18歳以上	計
新規	中央	253	29	282
	都城	215	15	230
	延岡	76	7	83
	小計	544	51	595
再判定	中央	272	249	521
	都城	135	136	271
	延岡	90	52	142
	小計	497	437	934
計		1,041	488	1,529

(3) 療育手帳交付状況

療育手帳所持者の状況(市町村別)

(令和7年3月31日現在) (単位:件)

区分	A			B-1			B-2			合計			
	18才未満	18才以上	小計										
宮崎県	宮崎市	291	1,306	1,597	195	932	1,127	434	797	1,231	920	3,035	3,955
東諸縣	国富町	12	103	115	7	85	92	28	47	75	47	235	282
	綾町	7	22	29	3	26	29	18	17	35	28	65	93
	計	310	1,431	1,741	205	1,043	1,248	480	861	1,341	995	3,335	4,330
日南串間	日南市	36	236	272	33	221	254	67	166	233	136	623	759
	串間市	8	128	136	5	82	87	15	51	66	28	261	289
	計	44	364	408	38	303	341	82	217	299	164	884	1,048
都城北諸	都城市	120	664	784	96	521	617	278	369	647	494	1,554	2,048
	三股町	12	106	118	10	61	71	35	48	83	57	215	272
	計	132	770	902	106	582	688	313	417	730	551	1,769	2,320
西諸県	小林市	31	212	243	31	159	190	62	146	208	124	517	641
	えびの市	10	84	94	8	72	80	26	42	68	44	198	242
	高原町	3	65	68	6	53	59	13	10	23	22	128	150
	計	44	361	405	45	284	329	101	198	299	190	843	1,033
西都児湯	西都市	21	128	149	15	109	124	31	56	87	67	293	360
	高鍋町	22	84	106	9	55	64	34	73	107	65	212	277
	新富町	8	76	84	7	55	62	14	52	66	29	183	212
	西米良村	0	4	4	0	5	5	1	6	7	1	15	16
	木城町	1	18	19	3	12	15	8	18	26	12	48	60
	川南町	7	56	63	6	68	74	24	37	61	37	161	198
	都農町	4	45	49	2	37	39	8	34	42	14	116	130
	計	63	411	474	42	341	383	120	276	396	225	1,028	1,253
日向入郷	日向市	37	215	252	10	208	218	71	164	235	118	587	705
	門川町	13	63	76	7	71	78	19	51	70	39	185	224
	美郷町	2	23	25	2	30	32	5	14	19	9	67	76
	諸塙村	2	11	13	1	4	5	0	7	7	3	22	25
	椎葉村	3	12	15	0	11	11	1	9	10	4	32	36
	計	57	324	381	20	324	344	96	245	341	173	893	1,066
宮崎県北部	延岡市	67	457	524	35	413	448	126	261	387	228	1,131	1,359
	高千穂町	1	68	69	2	44	46	8	32	40	11	144	155
	日之影町	4	20	24	0	19	19	2	5	7	6	44	50
	五ヶ瀬町	0	25	25	0	15	15	1	6	7	1	46	47
	計	72	570	642	37	491	528	137	304	441	246	1,365	1,611
	合計	722	4,231	4,953	493	3,368	3,861	1,329	2,518	3,847	2,544	10,117	12,661

3 療育手帳所持者に対する援助措置 (令和7年4月1日現在)

知的障がい児（者）に対する援助措置は、以下のとおりです。詳細は、手続き先にお問い合わせください。

名 称	対象	制 度 の あ ら ま し			手続き先	
特別児童扶養手当	A (B-1) (B-2) 診断書要	1級 月額56,800円 ・(1級月額 56,800円) ・(2級月額 37,830円) ・(非該当)	20歳未満の支給要件に該当する障がい児を家庭で監護、養育している保護者を対象として、認定が行われる。 1級：日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度 2級：他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるもの 所得制限等あり。 B-1、B-2は診断書による障がいの認定審査が行われ、非該当の場合もあり。			町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所
障害児福祉手当	在宅重度 障がい児	20歳未満 月額16,100円	日常生活において常時の介護を要する児（者）に対して支給される手当である。所得制限あり。			同 上
特別障害者手当	在宅重度 障がい者	20歳以上 月額29,590円	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を要する者に対して支給される手当である。所得制限あり。			
障害基礎年金	国民年 金法に よる 1・2級	1級 月額86,635円 2級 月額69,308円	国民年金法による無拠出制の年金で重度、中度の20歳以上の者で、本人に支給される。 所得制限あり。 施設入所中も受給できる。			年金事務所
重度心身障がい児（者） 医療費公費負担制度	A 身障手 帳3級 かつ B-1	自己負担額	重度の心身障がい児（者）が医療機関で診療を受けた場合、窓口で被保険者証とともに重度心身障害者医療費受給資格者証を提示することにより、受給資格者証に記載された自己負担額を支払うことで医療サービスを受けることができる。自己負担額は市町村により異なる。			町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所
国税（所得税） の控除	A	扶養控除額 同居の場合 同居でない場合 B-1、B-2	障害者控除額 38万円 38万円 38万円	計 113万円 78万円 65万円	控除対象扶養親族は扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の人	勤務 又は 税務署
地方税（住民税） の控除	A	扶養控除額 同居の場合 同居でない場合 B-1、B-2	障害者控除額 33万円 33万円 33万円	計 86万円 63万円 59万円		勤務 又は 市町村役場税務課
相続税の控除	A B-1 B-2	知的障がい児（者）が相続した場合は、その人が満85歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額。重度の場合は一年につき20万円が税額から控除される。			同 上	税務署
贈与税の減免	A	重度の知的障がい者（児）に対する贈与税は、一定条件のもと信託銀行に信託する場合は6,000万円までは課税されない。				
自動車税（軽自動車税）種別割、自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免	A B-1 B-2	重度の知的障がい者が使用する自動車及び知的障がい児（者）のために生計を同一にする人が使用する自動車（療育手帳B-1及びB-2については、特別支援学校への通学に自動車の使用が必要不可欠の場合に限る）で、一定の要件を満たす場合には、申請により一人1台に限り自動車税（軽自動車税）種別割・自動車税（軽自動車税）環境性能割が一定の上限まで減免となる。ただし、生計同一者運転については、専ら障がい児（者）のために自動車を使用している場合に限る。			県税事務所 ※生計を一にする方が運転する場合は、以下の機関で、自動車税種別割減免申請理由証明書をもらう必要がある。 福祉こどもセンター 児湯福祉事務所 西臼杵支庁 市福祉事務所 【軽自動車税種別割】 市町村役場税務課	

名 称	対象	制 度 の あ ら ま し	手 続 き 先
NHK受信料の免除	A 住民税 非課税の B-1・B-2	(全額免除) 知的障がい児(者)のいる世帯で市町村民税非課税の場合 (半額免除) 重度の知的障がい者が世帯主の場合	町村役場の福祉課 市福祉事務所 又は N H K の窓口
心身障害者扶養共済制度	A B-1 B-2	知的障がい児(者)の65歳未満の保護者で、県の区域内に住所を有し、特別の疾病又は障がいのない人であれば加入できる。加入上限は2口である。加入者が死亡又は重度障がい者となった場合、その扶養する障がい児(者)に1口あたり月額2万円の年金が支給される。掛け金は加入者の年齢に応じて、月額9,300円～23,300円。中途脱退による掛け金の返戻はない。	県障がい福祉課 又は 町村役場の福祉課 市福祉事務所
職場適応訓練制度	A B-1 B-2	業務や作業環境に適応することにより就職を容易にするため6ヶ月間(重度の知的障がい者は1年間)宮崎県知事が委託した事業所で訓練を受けることができる。	公共職業安定所
宮崎交通バス割引制度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児(者)が、介護者と一緒に乗車する場合、運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい児(者)が乗車する場合は、本人のみ運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい児(者)が、特別支援学校等の通学において介護者とともに乗車する場合は、運賃が5割引となる。 *介護者は、介護付シールが添付されているものに限る。	宮交バスの車内で療育手帳を提示 介護付シールは市町村役場
JR等の鉄道運賃割引制度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児(者)が、介護者と一緒に乗車する場合、普通乗車券、急行券、定期券及び回数券が介護者とも5割引で購入できる。 知的障がい児(者)が、単独で利用する場合には、101km以上乗車する場合に、普通乗車券が5割引で購入できる。 重度の知的障がい者及び12歳未満の知的障がい者が定期乗車券を購入する場合、介護者が同伴されることを条件に、距離に関係なく、本人と介護者の通勤定期乗車券が5割引となる。 (小児定期乗車券については適用なし)	駅の窓口 (各代理店、e5489)
航空旅客運賃の割引制度	A B-1 B-2	療育手帳所持者は、普通大人片道運賃の障がい者割引運賃が適用される。障がい者割引運賃は、各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送業者または路線によって異なる。	空港の窓口 (各代理店)
タクシー料金の割引制度	A B-1 B-2	料金が1割引となる。 (個人タクシーについては、適用がない場合がある。)	乗車に際し、療育手帳を提示
フェリー運賃の割引制度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児(者)及びその介護者がフェリーを利用する時は、それぞれ運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい者が利用する場合、2等旅客運賃が5割引となる。ただし、会社により基準が異なる。	港の窓口 (各営業所窓口)
障がい者等用駐車場(おもいやり駐車場)利用証制度	A (歩行が困難な方等)	身体障がい者用駐車場等を適正に利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に對して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度。	福祉こどもセンター 又は 県障がい福祉課 市町村福祉担当窓口 ほか
駐車禁止除外指定車標章交付	A	重度知的障がい児(者)を乗せて使用する車輛で申請をした場合は、駐車禁止の規制対象から除外される。車等を変更した場合、再度申請を行い、許可を受ける必要がある。	管轄警察署交通課
有料道路の通行料金割引	A	重度の知的障がい児(者)が乗車し、介護者等が運転する場合に、障害者割引登録済であることを示すシールが貼付された療育手帳を提示すると、通行料金が約5割引となる。	町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所
携帯電話料金の障がい者割引	A B-1 B-2	携帯電話会社によっては、障がい者手帳等所持者を対象に、基本料金・通話料等が割引になる。割引率等は各社で異なる。	携帯電話会社 携帯電話販売店

その他、障害者総合支援法における障害福祉サービス等が利用できます。(ホームヘルパー、短期入所事業等)

また、市町村独自のサービスもありますので、詳細はお住まいの市町村福祉課窓口へお問い合わせください。

業務概要 令和7年度作成

宮崎県中央福祉こどもセンター(宮崎県中央児童相談所)

〒880-0032 宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地2

TEL 0985-26-1551

FAX 0985-28-5894

宮崎県南部福祉こどもセンター(宮崎県都城児童相談所)

〒885-0017 宮崎県都城市年見町14号1番地1

TEL 0986-22-4294

FAX 0986-21-0047

宮崎県北部福祉こどもセンター(宮崎県延岡児童相談所)

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2845

TEL 0982-35-1700

FAX 0982-35-1701